

桃園第3保育園 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

目的 児童福祉法に基づいて、乳幼児の保育事業を行うこと。

運営方針 保護者の代わりとなって、乳幼児が心身共に健やかに育つよう、生活の指導と遊びをとおして健康を増進し社会性を伸ばす。

2 提供する保育の内容等

(1) 保育提供時間内において、保育を提供します。

名 称	社会福祉法人 同友会
所 在 地	深谷市戸森226番地1
電 話 番 号	048-573-4967
代表者氏名	理事長 大沢 文子

4 利用施設

施設の種類	小規模保育事業A型
施設の名称	桃園第3保育園
施設の所在地	深谷市上柴町東3丁目21番地4
連 絡 先	電話・FAX 048-573-4041
管 理 者	園長 品田 進
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする3歳未満児童
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童（3号認定） 14人 満1歳未満の児童（3号認定） 5人
開設年月日 (認可年月日)	平成31年4月1日（平成31年3月31日）
事業所番号	1121852000119
実施する保育事業	延長保育事業
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるためにすべての職員に実施
嘱 託 医	古沢医院：古沢 徹
嘱託歯科医	丸山歯科医院：丸山 吉弘

5 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷地全体面積	3 0 4 . 4 1 m ²	園庭面積	8 8 . 2 m ²
園舎構造	鉄骨造 2 階建	延べ面積	2 3 0 . 6 6 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこ組（0 歳児クラス）
ほふく室・保育室	1 室	ひよこ組（満 1 歳児クラス）・あひる組（満 2 歳児クラス）
調理室	1 室	
乳幼児トイレ	2 箇所	
事務室	1 室	

6 職員の設置状況

(1) 職種及び員数等

職 種	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格	備考
園長	1 人	1 人			
保育士	4 人	4 人	2 人	2 人	
その他	1 人				

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系（勤務時間帯）	備考
園長	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分	
保育士	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分	シフトにより異なる

7 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日		月曜日～土曜日	
開園時間 (延長含)	月～金曜	午前 7 時 0 0 分～午後 6 時 1 5 分	
	土曜	午前 7 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分	
保育提供時間 * 保育標準時間認定		午前 7 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分	
延長保育時間		午後 6 時 0 0 分～午後 6 時 1 5 分	
保育提供時間 * 保育短時間認定		午前 8 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分	
延長保育時間		午前 7 時～午前 8 時 3 0 分	午後 4 時 3 0 分～午後 6 時 1 5 分
休園日		日曜、国民の祝日・休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

8 給食等について

(1) 提供方針

発育盛りの子どもたちのために「質」「量」「栄養」を考えて献立しています。
旬の食材を使い、安全でおいしい給食を目指しています。

(2) 提供方法

連携施設より搬入（桃園第2ナーサリースクール）

(3) 昼食・おやつ

毎月末に翌月の献立表を ICT にてお知らせしています。

(4) アレルギー等への対応

アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（除去指示書）が必要となります。個別にご相談の上、除去指示書に基づき、可能なものは除去食、代替食で対応します。

(5) 衛生管理等

毎日の健康管理、確認、調理室の清掃、整理整頓及び月1回の検便検査を実施しています。

9 保護者の負担について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（深谷市以外保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

・出席ノート、出席シール（2歳児）

・UVカラー帽子（1歳児・2歳児）

(3) 延長保育料

保育標準時間認定の場合、保育短時間認定の場合も延長保育時間30分につき1回150円料金を徴収いたします。

月極めの場合は15分2,000円、30分4,000円、1時間8,000円を、
（月初め）徴収いたします。

(4) 支払い方法（保育料・実費徴収等）

集金袋等により徴収します。

10 当園と保護者の連絡について

(1) 毎日の当園での状況や家庭での状況を相互連絡するため ICT を活用します。

(2) 月に1回、園だよりを ICT にてお知らせします。

(3) 緊急時は緊急連絡票に基づいて連絡します。

11 当園利用に際しての留意事項について

(1) 欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合

午前9時までに連絡してください。（食事の都合があります）

(2) お迎えが遅れる場合

通常のお迎え時間前に連絡してください。延長保育が必要な場合は、当日午後5時までに連絡してください。

(3) 毎朝の体温等の確認

ご家庭で検温をしていただき、ICT で確認をします。

(4) 送迎時のお願い

送迎時は、必ずお子さまと手をつないで常に事故防止と安全をこころがけてください。門扉の開閉は各自が責任を持って行ってください。

1 2 利用の開始及び終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・ 3号認定子どもに該当しなくなったとき。(卒園も含む)
- ・ 保護者からの退園の申出があったとき。
- ・ 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
- ・ その他、保育の利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 3 嘱託医について

(1) 内科、外科

医療機関の名称	古沢医院
医 院 長 名	古沢 徹
所 在 地	深谷市上柴町西 6－4－3
電 話 番 号	0 4 8－5 7 2－9 9 0 1

(2) 歯科

医療機関の名称	丸山歯科医院
医 院 長 名	丸山 吉弘
所 在 地	深谷市上敷免 3 6 5
電 話 番 号	0 4 8－5 7 1－0 8 8 9

1 4 緊急時の対応

(1) 保育中にケガや容態等に変化があった場合、保護者の方に連絡した上で嘱託医または主治医にて受診します。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を優先させ、当園が責任を持って対応します。

【管轄する消防署】

深谷消防署上柴分署 深谷市上柴町東 3－1－2 0 ☎ 5 7 4－3 3 1 1

【管轄する警察署】

深谷警察署 深谷市戸森 8 8－1 ☎ 5 7 5－0 1 1 0

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教、政治、営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 6 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓口担当者	田中 恵		
ご利用時間	午前9時から午後6時		
電話番号（FAX）	048-573-4041（FAX048-573-4041） ●担当者不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	森 公治	当法人監事	048-571-5191
第三者委員	森 加代子	当法人監事	048-571-4405

1 7 虐待の防止のための措置に関する事項

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

1 8 賠償責任保険の加入について

- （1）保険会社 あいおいニッセイ同和株式会社
- （2）保険の種類 損害保険
- （3）保険金額 賠償1名 1億円、1事故 10億円
見舞金有

1 9 個人情報の取り扱い

当園は、個人情報保護法その他の法令及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」その他のガイドラインを遵守し、管理責任者のもと、個人情報の漏洩、紛失または毀損の防止その他安全管理に細心の注意を払って取り扱っています。

当園は、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得します。提供いただいた個人情報は以下の利用目的の範囲内で利用させていただきます。

- (1) 園児指導・園児管理（保護者を含む情報）、内部資料作成
- (2) 募集活動、当園紹介・当園案内（HPや媒体を含む）
- (3) 上記に関連する別途利用が発生する場合は、事前に保護者へ案内します。

個人情報の第三者への提供は、保護者の許可なく開示いたしません。但し以下の場合には、許可なく情報の開示をさせていただくことがあります。

- (1) 個人情報保護法以外の他の法令に基づき、第三者に提供する場合
- (2) 生命、身体または財産の保護のために必要がある場合、同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または健全育成のために特に必要がある場合、同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合、同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき

当園は個人情報外部に出るこのないように職員に周知徹底しています。また、保護者の皆様も、他の園児が写っている写真を SNS 等インターネット上に掲載することは控えてください。

但し、下記の情報管理については当園で把握することが困難です。承知おきください。

- (1) 保護者や第三者による SNS 等インターネット上の掲載
 - (2) その他、上記以外で情報の把握が難しいと思われるもの
- SNS および営利目的でない当園発行の媒体にて、保育の画像を使用する場合があります。差支えある方は職員まで相談ください。

20 連携施設

連携施設の名称	桃園第2ナーサリースクール
連携施設の住所	深谷市上柴町東5-15-9
連携施設の種類	保育所
連携協力の概要	・ 保育内容の支援 ・ 土曜合同保育（運動会、発表会等行事も含む） ・ 給食に関する支援 ・ 代替保育の提供 ・ 卒園後の受け皿の設定

2 1 年間行事予定表

月	行事内容
4 月	
5 月	保育参観
6 月	内科検診・歯科検診
7 月	プール開き
8 月	
9 月	運動会
1 0 月	ハロウィンパーティー
1 1 月	内科検診・お店屋さんごっこ・生活発表会
1 2 月	クリスマス会・おもちゃつき会
1 月	お正月遊び
2 月	豆まき会
3 月	ひな祭り会
◎ 毎月の行事 身体測定・避難訓練・お誕生会・安全指導	